

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加東市は後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加東市長

## 公表日

令和7年8月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>後期高齢者医療に関する事務とは、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)等の規定に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、保険料の徴収及び収納管理、医療給付等に関する申請・届出の受付等の事務のことを指す。</p> <p>加東市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を、次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 被保険者にかかる申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対応する応答に関する事務</li><li>② 資格確認書等に関する事務</li><li>③ 医療給付の支給に関する事務</li><li>④ 一部負担金にかかる措置に関する事務</li><li>⑤ 保険料の徴収又は賦課に関する事務</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(標準システム)</li><li>2. 後期高齢者医療システム</li><li>3. 宛名システム</li><li>4. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)</li><li>5. 中間サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"><li>(1)後期高齢者医療資格関係ファイル</li><li>(2)後期高齢者医療給付関係ファイル</li><li>(3)後期高齢者医療保険料収納・徴収関係ファイル</li></ol>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 番号法第9条第1項 別表の第85項</li><li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)・第46条</li></ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(80の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民協働部 保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-1493 兵庫県加東市社50番地 加東市役所 市民協働部 保険医療課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </small>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </small>
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までの各プロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 具体的には、特定個人情報の入手時(申請書等の受理時)、電算システムへのデータ入力時及びデータ処理時、保存期間中及び保存期間経過後の廃棄時の各段階において、決裁起案による複数人の確認及び上長の最終確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を取り扱う電算システム及び端末については、インターネットから分離された住民情報系ネットワークにのみ接続し、セキュリティ対策機器及びソフトウェアを導入するとともに、ログ監視等により徹底した情報漏洩対策を講じている。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月12日	I 関連情報-5. 評価実施における担当部署-②所属課長	保険・医療課 課長 古田 昭浩	保険・医療課 課長 鈴木 敏久	事後	
平成29年6月12日	II しきい値判断項目-1. 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年6月12日	II 1	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年6月12日	II 2	平成27年9月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-①部署	市民生活部 保険・医療課	市民協働部 保険医療課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属課	保険・医療課 課長 鈴木 敏久	保険医療課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-	673-1493 兵庫県加東市社50番地	673-1493 兵庫県加東市社50番地	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	673-1493 兵庫県加東市社50番地	673-1493 兵庫県加東市社50番地	事前	
令和1年6月28日	II 1	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II 2	平成28年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による見直し
令和3年9月1日	I 4 ②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和6年6月28日	II 1	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II 2	平成31年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年8月1日	I 1 ②	被保険者証	資格確認書等	事後	法改正に伴う変更
令和7年8月1日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の59の項	番号法第9条第1項 別表の第85項	事後	法改正に伴う変更
令和7年8月1日	IV 8 及び 11	—	項目の追加	事後	様式変更による追記